

旭川医科大学病院高齢者及び障がい者虐待対応委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学病院高齢者及び障がい者虐待対応委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院高齢者及び障がい者虐待対応委員会規程（令和2年旭医大達第9号）の一部について、下記右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 案	現 行
<p>第条1～第3条（略） （組織）</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 皮膚科医師のうちから 1人 (2) 整形外科医師のうちから 1人 (3) 救急科医師のうちから 1人 <u>(4) 形成外科医師のうちから 1人</u>（新設） <u>(5) 総合診療部医師のうちから 1人</u> <u>(6) 副看護部長のうちから 1人</u> <u>(7) メディカルソーシャルワーカーのうちから 2人</u> <u>(8) 病院事務部医療支援課長</u> <u>(9) その他委員長が必要と認めた者</u></p> <p>2 前項第1号から第<u>7</u>号まで及び第<u>9</u>号の委員は、病院長が委嘱する。</p> <p>（任期）</p>	<p>第1条～第3条（略） （組織）</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 皮膚科医師のうちから 1人 (2) 整形外科医師のうちから 1人 (3) 救急科医師のうちから 1人</p> <p><u>(4) 総合診療部医師のうちから 1人</u> <u>(5) 副看護部長のうちから 1人</u> <u>(6) メディカルソーシャルワーカーのうちから 2人</u> <u>(7) 病院事務部医療支援課長</u> <u>(8) その他委員長が必要と認めた者</u></p> <p>2 前項第1号から第<u>6</u>号まで及び第<u>8</u>号の委員は、病院長が委嘱する。</p> <p>（任期）</p>

第5条 前条第1項第1号から第7号まで及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は第4条第1項第1号から第5号までの委員の中から病院長が指名した者をもって充てる。

3～5 (略)

(Abuse対応チーム)

第7条 委員会に虐待事案の事実関係の検証等を行うため、Abuse対応チームを置く。

2 Abuse対応チームは、第4条第1号から第7号に掲げる委員及び虐待事案の当該診療科等の病棟医長又は外来医長（診療科を除く病院に置かれる部署にあつては、当該部署の准教授、講師又は助教）により組織する。

3～6 (略)

第8条～第11条 (略)

附 則

この規程は、令和3年5月12日から施行し、改正後の旭川医科大学病院高齢者及び障がい者虐待対応委員会規程は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

高齢者及び障がい者虐待対応委員会の構成員を見直し、もって委員会の円滑な運営を図るものである。

第5条 前条第1項第1号から第6号まで及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は第4条第1項第1号から第4号までの委員の中から病院長が指名した者をもって充てる。

3～5 (略)

(Abuse対応チーム)

第7条 委員会に虐待事案の事実関係の検証等を行うため、Abuse対応チームを置く。

2 Abuse対応チームは、第4条第1号から第6号に掲げる委員及び虐待事案の当該診療科等の病棟医長又は外来医長（診療科を除く病院に置かれる部署にあつては、当該部署の准教授、講師又は助教）により組織する。

3～6 (略)

第8条～第11条 (略)